

安全保障理事会決議 2285 (2016)

2016年4月29日、安全保障理事会第7684回会合にて採択

安全保障理事会は、

西サハラに関する全ての安保理の従前の諸決議を想起しまた再確認し、

諸決議 1754 (2007)、1783 (2007)、1813 (2008)、1871 (2009)、1920 (2010)、1979 (2011)、2044 (2012)、2099 (2013)、2152 (2014) および 2218 (2015) を実施する事務総長および彼の私的特使の取組に対する安保理の強い支持を再確認し、

国際連合憲章の原則および目的に適合している取極の文脈において西サハラの人々の自決に備えている、正当な、恒久的且つ相互に受け入れ可能な政治的解決を達成する当事者を支援する安保理の公約を再確認し、そしてこれに関連して当事者の役割と責任に留意し、

国際連合とまた互いにより十分に協力しそして現在の難局を終わらせそして政治的解決に向けた進展を達成するためその関与を強化するという当事者および近隣国家への安保理の呼びかけをくり返し表明し、

この長期にわたる紛争の政治的解決を達成することそしてマグレブ・アラブ連合の加盟国間の協力の強化がサヘル地域の安定と安全に対する一因となるであろうことを認識し、

国際連合西サハラ住民投票監視団 (MINURSO) を含む、全ての平和維持活動を緊密な再検討の下に置き続ける事務総長の取組を歓迎しそして平和維持の展開に対する厳格な、戦略的対処方法、並びに資源の効果的な管理を追求する安保理の必要性をくり返し表明し、

現場でMINURSOにより果たされた重要な役割およびその職務権限を十分に果たすMINURSOの必要性を認識し、

既存の合意に関する違反について懸念を表明し、そして当事者に対し、その関連する義務を尊重することを求め、

事務総長に対して 2007 年 4 月 11 日に提出されたモロッコ提案および解決に向けて過程を先に移動する重大且つ信頼に足るモロッコの取組に留意し、事務総長に対して 2007 年 4 月 10 日に提出されたポリサリオ戦線提案にもまた留意し、

当事者に対し、各々相手の提案についてその議論を拡大することによるものを含めて、解決に向けて更なる政治的意思を示すことを、この文脈において奨励し、

事務総長の後援の下で開催された四回の一連の交渉に留意し、そして交渉過程の継続を約束している当事者の重要性を認識し、

当事者に対し、紛争の故に 40 年以上も分けられてきている人々を結びつけることに焦点を絞った計画を含む、信頼醸成措置に関する 2012 年 1 月の最新版行動計画を実施することにおいて、難民高等弁務官事務所との協力を再開することを奨励し、

西サハラおよびティンドゥフ・キャンプにおける人権状況を改善することの重要性を強調し、そして当事者に対し、国際法の下での自らの関連義務を念頭におきつつ、人権に対する十分な尊重を確保するための独立したまた信頼に足る措置を策定しそして実施するため国際社会と協働することを奨励し、

当事者に対し、表現および結社の自由を含む、西サハラとティンドゥフ難民キャンプにおける人権の促進と保護を高めるための各々の取組を続けることを奨励し、

モロッコにより講じられた最近の措置と活動、およびダフラとライウーンで活動している人権委員会に関する国民評議会により果たされた役割、並びに国際連合人権理事会の特別手続とのモロッコの交流を歓迎し、

2015 年 4 月の西サハラへの、また 2015 年 7 月－8 月のティンドゥフ難民キャンプへの国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）の技術的訪問を称賛し、そして同地域への更なる訪問を促進すること

を通したものを含めて、OHCHR との十分な協力を続けることを強く奨励し、

ティンドゥフ難民キャンプにおける 2015 年 10 月の豪雨の影響を認識しそして資金供与者への概況説明を招集する国際連合難民高等弁務官の計画を歓迎し、

ティンドゥフ難民キャンプにおける難民登録の検討を求める安保理の要請をくり返し表明しそしてこれに関連した取組を招請し、

国際連合が後押しをした会談を通した交渉の過程を続けるという当事者による公約の重要性を強調し、

現状の定着は受け入れられないことを認識し、そして交渉における進展が、そのあらゆる側面における西サハラの人々の生活の質を改善するため欠くことができないことを更に留意し、

当事者間の交渉を促進することにおける、西サハラ担当事務総長私的特使クリストファー・ロス大使と彼の活動に対する十分な支援を断言し、そして、その趣旨で、彼の最近の活動と当事者や近隣国家との現行の協議を歓迎し、

西サハラ担当事務総長特別代表で MINURSO の長のクム・ボルダックに対する十分な支援を断言し、

政治要員を含む、MINURSO の文民部門の大多数が、その活動区域内で自らの義務を遂行することができないので、その職務権限を十分に実行する MINURSO の能力が影響されてきていることを憂慮し、

2016 年 4 月 19 日の事務総長報告書 (S/2016/355) を審議して、

1. MINURSO の職務権限を 2017 年 4 月 30 日まで延長することを決定する。
2. 十分な機能性を回復する MINURSO の緊急の必要性を強調する。

3. 事務総長に対し、MINURSO が十分な機能性を回復したかどうかについて 90 日以内に安保理に概況説明することを要請しそして、MINURSO が十分な機能性を達成していなかった場合には、この目標の達成を促進する最善の方法を審議する安保理の意図を表明する。

4. 停戦に関して MINURSO と達した軍事的合意を十分に尊重する必要性を再確認しそして当事者に対しこの合意を十分に遵守することを求める。

5. 全ての当事者に対し、全ての対話者とのその自由な交流を含む、MINURSO の活動に十分に協力することそして既存の合意に従って、自らの職務権限を実行している国際連合および関連要員に対して、その安全並びに妨害のない移動および直ぐのアクセスを確保するため必要な措置を講じることを求める。

6. 五回目の一連の交渉のための準備の過程を継続する当事者の公約の重要性を強調し、そして現実主義と当事者による妥協の精神が、交渉における進展を達成するために不可欠であるという 2008 年 4 月 14 日の報告書 (S/2008/251) における勧告の安保理の是認を想起する。

7. 当事者に対し、政治的意思を示し続けそして交渉のより集中したまた実質的な段階に入るために対話にとって都合の良い環境で活動すること、そのようにして諸決議 1754 (2007)、1783 (2007)、1813 (2008)、1871 (2009)、1920 (2010)、1979 (2011)、2044 (2012)、2099 (2013)、2152 (2014) および 2218 (2015) の履行を確保すること並びに交渉の成功を求める。

8. この文脈における西サハラの問題の解決に向けた事務総長と彼の私的特使の公約に対する安保理の完全な支持を断言しそして新たな会合と連絡の強化を求める。

9. 当事者に対し、2006 年以降為された取組とその後の発展を考慮しつつ、国際連合憲章の原則および目的に適合している取極の文脈において西サハラの人々の自決に備えている、正当な、恒久的且つ相互に受け入れ可能な政治的解決を達成することを目的として、そしてこれに関連した当事者の役割と責任に留意しつつ、前提条件なしにまた誠実に事務総長の後援の下での交渉を続けることを求める。

10. 加盟国に対し、これらの会談に適切な支援を与えることを招請する。

11. 事務総長に対し、彼の後援の下の交渉の状態と進展について、本決議の実施、MINURSO の活動に対する課題およびそれらに対処するために取られた措置について、定期的にそして少なくとも年に二回、安全保障理事会に要点を話すことを要請し、彼の概況説明を受理しそして議論するため会を開く安保理の意図を表明しそしてこれに関連して、事務総長に対し、職務権限期間の終了の十分前に西サハラにおける状況についての報告書を提出することを更に要請する。

12. 信頼醸成措置を再検討しそして、可能な場合には、延長するため、国際連合難民高等弁務官事務所との定期的な会合を持つという当事者および近隣国家の公約を歓迎する。

13. 加盟国に対し、分離家族間の訪問を認めるもの、並びに難民の人道的必要性が適切に対処されることを確保するための食糧計画を含む、当事者間で合意された信頼醸成措置に資金提供するため自発的拠出金を提供することを促す。

14. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の MINURSO の完全な遵守を確保するための必要な措置を取り続けることまた安保理に知らせ続けることを要請し、そして部隊要員提供諸国に対し、展開前の啓発訓練を含む適切な予防行動およびそのような行為に自らの要員が関与している場合には十分な責任を確保するためのその他の行動を取ることを促す。

15. この問題に引き続き取り組むことを決定する。